

日本スポーツ界のアマチュアリズム形成に関する考察 — 日本ラグビーフットボール協会の日本体育協会脱退に着目して —

今泉 令
教科領域コース

1. はじめに

本研究では、日本で近代スポーツが受容される過程でアマチュアリズムがどのように解釈されたのか、ラグビーフットボール（以下、ラグビー）に注目して調査する。特に1956年の日本体育協会（以下、体協、戦後に設立された日本体育協会も同様）との対立を中心に、日本ラグビー界で展開されたアマチュアリズムを明らかにすることを目的とする。

アマチュアリズムは、試合による金品の授受を禁止する役割を果たし、結果的に金銭的に余裕のある階級の人々だけがスポーツを独占しようとし、スポーツの普及を妨げる原因となったイデオロギーとして扱われてきた。しかし本研究では、日本ラグビー協会と体協の対立を中心に、日本ラグビー界のアマチュアリズムを明らかにし、アマチュアリズムの新たな側面について考察をすることを目的とする。

日本ラグビー史を研究したものとして、コリンズの『ラグビーの世界史』（2019、白水社）と、ライトらの研究（2008）が挙げられる。しかしどちらの研究も、日本ラグビー界で形成されたアマチュアリズムの特徴については正面から考察されておらず、本研究では日本ラグビー協会の発言や文書を調査し、日本ラグビーのアマチュアリズム解釈について検討することを統一の課題とする。

日本の近代スポーツ史におけるアマチュアリズムの最新の先行研究として、根本の『日本スポーツ界におけるアマチュアリズムの源流:大日本体育協会による近代スポーツ思想の受容と展開』（2025、春風社）が挙げられる。根本は日本の近代スポーツ思想の普及と制度化の過程で、アマチュアリズムがどのように形成され変容したのかを明らかにすることを目的とし、アマチュアリズムが持つ倫理的な側面は体協の議論の中心に来ることはなかったことを明らかにした。よって、日本のスポーツ界においてアマチュアリズムが機能するような倫理的基盤は存在せず、体協におけるアマチュアリズムの位置づけは、競技力の向上や財源確保の際に掲げる建前という扱いであったと考えられると結論づけた。

しかし、体協の発表した文書や声明書の形成過程を分析する方法では、個別種目における独自のアマチュアリズムの展開を明らかにすることができない。特に、体協は戦前における日本のオリンピック選手派遣事業を目的とした組織であったが、本研究で焦点を当てたラグビーは、オリンピック競技から長い期間除外されていたスポーツのひとつであることから、体協とは異なるアマチュアリズムを形成してきたと考えられるのではないだろうか。体協以外に焦点を当ててアマチュアリズムを研究することで、先行研究で捉えることができなかったアマチュアリズムの側面を明らかにすることができるだろう。

2. ラグビーとアマチュアリズム

戦前においてアマチュアリズムが日本ラグビー界でどのような機能を果たしていたのか。慶應の『ラグビー式フットボール』(1909, 博文社)から、日本ラグビー界にはラグビーにおけるプロ批判だけでなく、実施に様々な条件を必要とするラグビーは、学生のスポーツである¹⁾と認識していたことが明らかになった。

1957年に日本ラグビー協会が発表したアマチュア規定を参照すると、日本ラグビー協会は、アマチュア・スポーツは競技を楽しむこと以外の目的で行われてはならないととらえ、ラグビーはアマチュア・スポーツでなければならないと主張していたことが明らかになった²⁾。日本ラグビー協会のアマチュア規定を作成した人物は、どのような思想を抱いていたのか。

日本ラグビー協会理事の伊藤次郎(以下、伊藤)は、体協が競技者の旅費を援助することを批判するほど金銭の関与を嫌悪していた³⁾。また、伊藤は学生時代に自身のチームに監督が就任したことを振り返り、学生スポーツであるラグビーに指導者は不要である⁴⁾と述べていた。

伊藤の記述から、戦後も変わらずラグビーは学生スポーツであるという認識が、日本ラグビー界には存在していたと考えられる。また、金銭面の関与に関しては、受け取ることができる金銭は最低限であるのが当然であるかのような主張をし、精神的側面を強調してアマチュアリズムを唱えていたことが明らかになった。

3. 日本体育協会とアマチュアリズム

戦前より体協は、日本におけるオリンピック選手を選考していた。選考会には競技者資格が設けられ、1917年に体協関西支部が作成した競技者資格によって、脚力を業とする競技者の参加を禁止された⁵⁾。当時、競技者資格の作成に関与した武田千代三郎は、教育の手段としてスポーツを捉えていたのだが⁶⁾、結果的に競技者資格によってスポーツは一部の労働者を排除する機能を果たし、労働者と体協の対立を生むことになった。

オリンピックが日本の威信を示す場として捉えられるようになると、体協は競技力の向上へと方針を変え、1924年のパリ・オリンピックには5000mおよびマラソンに車夫として働いていた田代菊之助が出場し、学生から抗議を受けた体協は、競技者資格を消失した⁷⁾。

戦後は各方面でスポーツに熱が注がれ、大日本体育会(当時の体協)はアマチュア・スポーツの収拾がつかなくなることを危惧し、戦後初の1947年にアマチュア規定を作成した⁸⁾。アマチュア規定は1957年に改正された。その前文には、アマチュア・スポーツは金銭を目的としてはならないという主張が記されている⁹⁾。

4. 日本ラグビー協会の体協脱退問題の顛末

日本ラグビー協会がアマチュア擁護の態度を見せ、体協と最初に対立したのは1948年、第3回国民体育大会(以下、国体)における経費を、競輪によって捻出しようとしたときのことである。九州ラグビー協会は朝日新聞社と日本ラグビー協会のバックアップのもと、アマチュア擁護の見地から異議を唱えた¹⁰⁾。次はヘルシンキ・オリンピックにむけた1950年のオリンピック後援競輪大会の開催に対し、日本ラグビー協会が体協に通告をしたが、準備が間に合わず、競輪大会が実施されることはなかった¹¹⁾。

体協は1954年12月26日、再び競輪寄付に関する評議員会を開催し、競輪寄付受け入れの最終決定がなされた。1956年4月、特別競輪が実施される事になり、体協内で孤立した日本ラグビー協会は、ついに同年6月17日の理事会を以て体協を脱退することになった¹²⁾。

提出された脱退提出願には、アマチュア・スポーツの総本山である体協が、競輪によって経費を捻出しようとするに反対の姿勢を示し続けてきたが、それが受け入れられなかったことで脱退する意向を示したという主張が記されていた。

次に日本ラグビー協会は、体協を脱退したことでラグビーが国体で実施されないという問題に直面した。脱退願に対して体協の専務理事の一人であった田畑政治（以下、田畑）は、文部省から戦前のように多額の補助を受けることは期待できない現状で、競輪に頼らなければならないところまで来ているのに、代替案も出さずに日本ラグビー協会はアマチュアリズムに反すると批判だけをして、体協を脱退しても国体には参加できると考えている点が不愉快であると述べている¹³⁾。

批判的な意見を述べる田畑に対し、文部省体育局長を務めた経験のあるもう一人の体協専務理事を務めた東俊郎（以下、東）は、教育的見地から、スポーツをする高校生たちにとって国体が重要な大会であることを考慮し、多感な時期である高校生のラグビー選手たちが疎外感を感じぬようにと、教育的見地からラグビーの国体参加について特別措置をとることを提案し、臨時的に高校生のみ国体でラグビーが実施された¹⁴⁾。

しかし1956年の国体は、あくまで臨時的な措置であったため、1957年以降も国体でラグビーを実施するため、日本ラグビー協会は体協に復帰しなければならなかった。各地方のラグビー関係者が体協に国体参加希望の申し入れや要望書を提出していたこともあり、日本ラグビー協会は体協復帰へと動き出そうとしていた。日本ラグビー協会の理事長協肇と体協専務理事の東は1956年より数度にわたる会談を経て¹⁵⁾、1957年6月16日、日本ラグビー協会の理事会で、体協再加盟が正式に決議され、翌17日には再加盟の文書が提出された。体協は同年6月19日の緊急理事会、6月22日の評議員会にて、日本ラグビー協会の体協再加盟を決定した¹⁶⁾。

5. おわりに

本研究では日本ラグビー協会の独自のアマチュアリズム解釈について明らかにするため、日本ラグビー協会と体協の対立を調査した。体協はオリンピックを目指す組織であったことから、スポーツにおける経費捻出にも長期間苦しめられてきたが、戦前から学生を中心に展開された日本のラグビーは、オリンピック種目でもなく、代わりの大規模な国際大会も開かれていなかったため、日本ラグビー協会は体協よりもスポーツに対する金銭の関与を批判していた。この琴線に対する感覚の違い体協との間に起きていたアマチュアリズム解釈の齟齬であったと考えられる。

しかし、日本ラグビー協会の主張は、金銭に余裕のある者だけがラグビーをできればよいという差別意識ではなく、金銭が絡むことで商業的性格がスポーツにみえてしまうと、伝統を重んじ、フェアプレーやクリーンな態度が無視され、勝利至上主義に偏り、スポーツの純粋性、教育的価値が失われてしまうということだったのでないだろうか。これは、海外のようにスポーツに休業補償を求めたり、体協のように膨大な経費を捻出しなければならなかったりする必要がない、日本ラグビー界という独自の立場だからこそ主張できた思想なのかもしれない。しかし、かつて体協副会長を

務めた武田の理想や、スポーツの力で国を復興しようとした体協の思想と、重なる点もあったといえるのではないだろうか。

本研究は、日本ラグビー協会と体協の資料に集中して調査したものである。そのため、両者の主観的な主張からアマチュアリズムの解釈を明らかにしたが、体協脱退時の社会状況や、他競技のアマチュアリズムとの比較までは扱えなかった。今後は、当時のメディアや他競技のアマチュア規定等を参照し、より広い視野からアマチュアリズムの側面を明らかにしていきたい。

引用文献

- 1) 慶應義塾蹴球部（1909）『ラグビー式フットボール』，博文社. pp. 5-6.
- 2) 日本ラグビーフットボール協会（1957）「アマチュア規定」．『Rugby Football』，7（1）：44.
- 3) 伊藤次郎（1952）「学生スポーツの在り方（特にラグビーを中心として）」．『Rugby Football』，2（1）号：24-27.
- 4) 日本ラグビーフットボール協会（1977）『協会五十年』，日本ラグビーフットボール協会. pp. 49-52.
- 5) 日本体育協会（1963）『日本体育協会五十年史』，大日本印刷株式会社. p.17.
- 6) 根本想（2025）『日本スポーツ界におけるアマチュアリズムの源流 大日本体育協会による近代スポーツ思想の受容と展開』，春風社. pp.58-94.
- 7) Ibid 6.
- 8) Ibid 5. pp. 87-88.
- 9) Ibid 5. pp. 87-88.
- 10) 「九州ラグビー史」編集委員会（1972）『九州ラグビー史』，九州ラグビーフットボール協会. p.30.
- 11) 日本ラグビーフットボール協会（1964）『日本ラグビー史』，日本ラグビーフットボール協会. pp.353-356.
- 12) Ibid 14.
- 13) 田畑政治（1956）「私はラグビー協会の脱退をかく見る」．『体協時報』，54：640.
- 14) 東俊郎（1956）「ラグビー競技の国体参加について」．『体協時報』，56：670.
- 15) 著者不明（1957）「国体ラグビー参加希望 関西,熊本,東北から申入」．『体協時報』，61：20.
- 16) 著者不明（1957）「ラグビー協会・加盟復帰 国体地方持廻り閣議決定」．『体協時報』，63：1.